

木島平村空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の空き家の有効活用を通して、村内への定住促進と都市住民との交流により地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するため、木島平村空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として村内に建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。ただし、賃貸住宅（賃貸を目的とする共同住宅・別荘・宿泊施設を含む。）及びその敷地を除く。
- (2) 事業用空き家 個人又は法人が事業を目的として村内に建築し、現に利用していない（利用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。
- (3) 所有者等 前2号の空き家（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 利用希望者 村内への定住等を目的として、空き家バンクの利用を希望する者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。ただし、倒壊の危険性のある空き家や生活の場として機能しない空き家等については、除くものとする。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは空き家バンクに登録するとともに、空き家バンク登録完了書（様式第3号）を申込者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクへの登録が適切と認めるものの所有者等に対して、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 村長は、次に掲げる事項に該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消し通知書（様式第5号）を当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 当該物件登録者から空き家バンク登録取消しの申出があったとき。
- (3) 当該空き家等が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(4) その他村長が登録しておくことが適当でないとき。

(利用希望者の要件)

第7条 利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、木島平村の自然環境や生活文化等に親しみ、地域住民と協調して生活しようとする者
- (2) 空き家等を適正に管理し利用できる者
- (3) その他村長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクを利用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者

(物件所有者と利用登録者の交渉等)

第8条 村長は、物件登録者と利用希望者との空き家等の利用に関する交渉及び売買、賃貸等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(契約結果の報告)

第9条 物件登録者は、利用希望者と空き家等の売買又は賃貸借の契約を締結したときは、速やかに空き家バンク登録物件契約締結報告書（様式第6号）によりその結果を村長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 物件所有者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏えいし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報は、交渉及び契約等の終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。